

住宅・建築物の省エネ性能等の向上 ZEH 仕様確認表

申請者 _____ 様分		チェック欄
項目	確認事項	<記入の仕方> 確認済み・「 <input checked="" type="checkbox"/> 」 該当なし・「空欄」
交付率	ZEH (ZEH Oriented (条件付き))・・・55万円/戸	<input type="checkbox"/>
	【共通】	<input type="checkbox"/>
a	事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。	<input type="checkbox"/>
b	交付対象は、事業実施主体が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH 又は ZEH+を満たすこと）。	<input type="checkbox"/>
c	導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」の例を参考にすること。	<input type="checkbox"/>
d	ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。	<input type="checkbox"/>
	【ZEH e ・ f を満たすこと】	<input type="checkbox"/>
e	e ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。※1※2	<input type="checkbox"/>
	(a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA 値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分 区分1～2：0.40 以下、区分3：0.50 以下、区分4～7：0.60 以下、区分8：なし） 荒尾市・区分6	<input type="checkbox"/>
	(b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。（※3）	<input type="checkbox"/>
	(c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。（※2） （売電を行う場合は 全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネに係る設備を当該住宅に導入する場合には、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金によることとする。）	<input type="checkbox"/>
	(d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。（※1※2※3※4）	<input type="checkbox"/>
f	申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。（※5）	<input type="checkbox"/>
g	※1 本事業では、寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射区分 A1 又は A2）又は多雪地域（垂直積雪量 100cm 以上）の場合に限り、Nearly ZEH も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第 86 条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量 100cm 以上に該当する地域とする。	<input type="checkbox"/>

	<p>※2 本事業では、交付対象住宅が ZEH の場合、北側斜線制限（2 階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が 85 m²未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）及び多雪地域（垂直積雪量 100cm 以上）に建築される住宅に限り、ZEH Oriented も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されている必要がある。</p>	
	<p>※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。</p>	
	<p>※4 再生可能エネルギー等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。</p>	
	<p>※5 本事業では、「1」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「2」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号。以下、「改正建築物省エネ法」という）の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。</p>	